

2002年8月28日

請 求 書

株式会社財界展望新社
編集長 永野敏行 様
Fax : 3294-5677

請求人 増田俊男
同 サンラ・ワールド株式会社
請求人ら代理人 弁護士 佐藤博史



拝復 貴殿の平成14年8月22日付書面（以下、貴回答書）を受け取りました。

当職が平成14年8月7日付内容証明郵便で指摘した本件記事について、貴回答書には、「再度調べましたところ、増田氏の社会的信用を損なう記述があったことを認識しました。当方としては速やかに、貴職の要求にお答えする用意のあることをご連絡させていただきます」とあります。

当職は、貴回答書の上記趣旨は、「財界展望」2002年9月号の請求人らに関する記事は、請求人らの名誉と信用を不当に傷つけるものであり、貴社において謝罪広告を掲載し、慰謝料を支払うべき法的義務があることを認める趣旨のものと理解します。

請求人増田俊男は、本件記事にも指摘されていますように、「国際金融スペシャリストや時事評論家などの肩書きで活躍する有名人」、「一部の熱狂的なファンから指示されるカリスマ的存在」であり、請求人らにとっては、対外的な信用が極めて重要で、貴誌によって蒙った損害は、計り知れません。

そこで、請求人らは、貴社に対し、平成14年9月中に発行される「財界展望」に、以下の要領で、謝罪広告を掲載し、かつ、請求人らに対し、平成14年9月末日までに慰謝料として金500万円を支払われるよう請求します。

謝罪広告の掲載要領

- 1 掲載場所：編集後記の欄
- 2 活字の大きさ：表題を15ポイント以上の太字、本文を13ポイント以上の太字を使用する。
- 3 掲載方法：横書きで、縦7センチ以上、横10センチ以上の太線枠で囲む。
- 4 反面：（表題）謝罪広告

(本文) 本誌2002年9月号(通巻568号、平成14年8月1日発行)に掲載された『出資法違反も疑われる有名評論家増田俊男氏が集めた「40億円川」と題する記事において、「サンラ・ワールド株式会社は出資法に違反する疑いもある」、「増田氏はロスでネズミ講の支部長をやっている逮捕され、一年ほど刑務所に入れられている」とするなど、貴殿らの名誉と信用を著しく毀損する記述をいたしました。これら貴殿らの名誉と信用を害する記述は、全て事実無根の虚偽でした。

当社は、上記虚偽の記事を掲載したことを深く反省するとともに、これによって貴殿ら及び関係者に、多大のご迷惑をおかけしたことにつき、心より謝罪します。

「財界展望」編集長 永野敏行

サンラ・ワールド株式会社 様
増田俊男 様

貴社が請求人らの上記請求に対し、誠実に応じられない場合は、請求人らは、貴社、編集長及び執筆者に対し、慰謝料合計5000万円の支払いのほか、謝罪広告の掲載を求める訴訟を提起する所存ですので、その旨予めご承知おき下さい。

請求人らの貴社に対する上記請求に関し、貴社のお考えを、平成14年8月30日までに、書面で、ご回答下さい(ファクシミリ送信で結構です)。

まずは用件のみにて失礼します。

敬具